

議案第58号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の92の2の項から92の6の項までの規定中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改め、同表の92の11の項、92の12の項、92の15の項及び92の16の項中「第18条第17項」を「第18条第21項」に改め、同表の92の18の項中「第18条第20項」を「第18条第29項」に改め、同表の92の21の項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。